

様式第三十七（第三十条第一項関係）（日本産業規格A列4番）

（第一面）

建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請書

年 月 日

明石市長 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代 表 者 の 氏 名

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 41 条第 1 項の規定により、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(第二面)

1. 建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項

[建築物に関する事項]

【1. 地名地番】			
【2. 敷地面積】		m ²	
【3. 建築面積】		m ²	
【4. 延べ面積】		m ²	
【5. 建築物の階数】	(地上)	階	(地下) 階
【6. 建築物の用途】	<input type="checkbox"/> 非住宅建築物 <input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅等 <input type="checkbox"/> 複合建築物		
【7. 建築物の住戸の数】	建築物全体		戸
【8. 構造】	造	一部	造
【9. 基準省令附則第3条又は第4条の適用の有無】	<input type="checkbox"/> 有 (竣工年月日 年 月 日 竣工) <input type="checkbox"/> 無		
【10. 建築物の構造及び設備の概要】	別添の申請に係る建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであることを説明した図書による		
【11. 該当する地域の区分】	地域		
【12. 住宅部分の床面積】	(床面積)	(開放部分を除いた部分の床面積)	(開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積)
【イ. 新築】	(m ²)	(m ²)	(m ²)
【ロ. 増築】	全体 (m ²)	(m ²)	(m ²)
	増築部分 (m ²)	(m ²)	(m ²)
【ハ. 改築】	全体 (m ²)	(m ²)	(m ²)
	改築部分 (m ²)	(m ²)	(m ²)
【13. 建築物全体のエネルギー消費性能】	【イ. 非住宅建築物】 (一次エネルギー消費量に関する事項) <input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第1号イの基準 基準一次エネルギー消費量 GJ/年 設計一次エネルギー消費量 GJ/年 BEI () <input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第1号ロの基準		

BEI ()

国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

【ロ. 一戸建ての住宅】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準

外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値 $W/(m^2 \cdot K)$)
冷房期の平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準

外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値 $W/(m^2 \cdot K)$)
冷房期の平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準一次エネルギー消費量 GJ/年
設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準

BEI ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

【ハ. 共同住宅等】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (第1号 第2号)

基準一次エネルギー消費量 GJ/年
設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (第1号 第2号)

BEI ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

【二. 複合建築物】

基準省令第1条第1項第3号イの基準

(非住宅部分)

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第1号イの基準

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

基準省令第1条第1項第1号ロの基準

BEI ()

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

(住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (第1号 第2号)

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (第1号 第2号)

BEI ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

基準省令第1条第1項第3号ロの基準

(複合建築物)

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (第1号 第2号)

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

(住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外

【14. 備考】

[住戸に関する事項]

【1. 住戸の番号】	
【2. 住戸の存する階】	階
【3. 専用部分の床面積】	m ²
【4. 住戸のエネルギー消費性能】	
(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)	
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準	
外皮平均熱貫流率	W/(m ² ・K) (基準値 W/(m ² ・K))
冷房期の平均日射熱取得率	(基準値)
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準	
外皮平均熱貫流率	W/(m ² ・K) (基準値 W/(m ² ・K))
冷房期の平均日射熱取得率	(基準値)
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準	
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果	
()	
<input type="checkbox"/> 基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外	
(一次エネルギー消費量に関する事項)	
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準	
基準一次エネルギー消費量	GJ/年
設計一次エネルギー消費量	GJ/年
BEI	()
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準	
BEI	()
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準	
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果	
()	

(別紙) 基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準又は基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準を用いる場合

1. 住戸に係る事項

(1) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する措置

1) 屋根又は天井

【断熱材の施工法】 内断熱 外断熱 両面断熱
充填断熱 外張断熱 内張断熱

【断熱性能】 熱貫流率 ($W/(m^2 \cdot K)$) 熱抵抗値 ($(m^2 \cdot K)/W$)

2) 壁

【断熱材の施工法】 内断熱 外断熱 両面断熱
充填断熱 外張断熱 内張断熱

【断熱性能】 熱貫流率 ($W/(m^2 \cdot K)$) 熱抵抗値 ($(m^2 \cdot K)/W$)

3) 床

(イ) 外気に接する部分

【該当箇所の有無】 有 無

【断熱材の施工法】 内断熱 外断熱 両面断熱
充填断熱 外張断熱 内張断熱

【断熱性能】 熱貫流率 ($W/(m^2 \cdot K)$) 熱抵抗値 ($(m^2 \cdot K)/W$)

(ロ) その他の部分

【該当箇所の有無】 有 無

【断熱材の施工法】 内断熱 外断熱 両面断熱
充填断熱 外張断熱 内張断熱

【断熱性能】 熱貫流率 ($W/(m^2 \cdot K)$) 熱抵抗値 ($(m^2 \cdot K)/W$)

4) 土間床等の外周部分の基礎壁

(イ) 外気に接する部分

【該当箇所の有無】 有 無

【断熱性能】 熱貫流率 ($W/(m^2 \cdot K)$) 熱抵抗値 ($(m^2 \cdot K)/W$)

(ロ) その他の部分

【該当箇所の有無】 有 無

【断熱性能】 熱貫流率 ($W/(m^2 \cdot K)$) 熱抵抗値 ($(m^2 \cdot K)/W$)

5) 開口部

【断熱性能】 熱貫流率 ($W/(m^2 \cdot K)$)

【日射遮蔽性能】

開口部の日射熱取得率 (日射熱取得率)

ガラスの日射熱取得率 (日射熱取得率)

付属部材

ひさし、軒等

6) 構造熱橋部

【該当箇所の有無】 有 無

【断熱性能】 断熱補強の範囲 (mm) 断熱補強の熱抵抗値 ($(m^2 \cdot K)/W$)

(2) 一次エネルギー消費量に関する措置

【暖房】 暖房設備 ()
効率 ()

【冷房】 冷房設備 ()
効率 ()

【換気】 換気設備 ()
効率 ()

【照明】 照明設備 ()

【給湯】 給湯設備 ()
効率 ()

2. 備考